

学校の先生方へ

合唱祭等を収録したCD・DVDを 製作されるとき著作権手続きについて



合唱祭等の学校行事の様子を収録し、生徒等に配布するためにCDやDVDを製作する場合は、著作権手続きが必要です（※1）。


JASRACの管理作品を収録する場合、学校または製作事業者が許諾を得る必要があります。許諾を得ていない場合は、学校側が法的責任を負うこともありますのでご注意ください。

※1 学校行事の記念のために、生徒等にCD・DVDを配布することは、授業の過程における使用ではないため、「学校その他の教育機関における複製等」（著作権法第35条）の権利制限には該当しません。

■ 製作を依頼する事業者は契約締結事業者ですか？

学校行事の様子を収録し、生徒等に配布するためにCD・DVDを製作することについて、利用許諾契約を締結している事業者を公表しています（※2）。

→ <http://www.jasrac.or.jp/users/education/pdf/grad-comp-list.pdf>

JASRACから許諾を得ている場合は、CD・DVDに許諾番号とロゴマーク  が表示されています。許諾が得られているか否かは、許諾番号等の表示をご確認ください。

※2 同意した事業者に限り公表していますので、掲載されていない事業者であっても、利用許諾契約を締結している場合があります。

お問い合わせ

一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）（受付時間 平日9時～17時）
[複製部](#) [録音・ビデオグラム](#)・[出版課](#)（メールフォーム）